【沖縄県版】許可申請書及び添付書類一覧（令和2年10月1日 改訂【修正R6.3.15】）

様式番号	申請書及び添付書類＼申請期限	変更後2週間以内											変更後30日以内															廃業	4ヶ月以内	摘要
		経営業務の管理責任者			専任技術者						令第3条に規定する使用人の追加・変更	健康保険等の加入状況					役員等			支配人		従たる営業所								
	※提出部数：3部（正・副・控） ※各種証明書類（住民票など）は、受付時点で発行後3ヶ月以内のものとする。	※規則第7条第2号イの場合 常勤役員等の変更	※規則第7条第2号ロの場合 常勤役員等の変更	改姓	担当業種又は有資格区分の変更	追加	削除（交替有）	削除（交替無）	改姓	所属営業所の変更			代表者変更	商号・名称・所在地	資本金	電話番号	就任	退任	改姓	新任	改姓	新設（正・従）	名称・所在地（従）	電話番号（従）	業種追加（正・従）	業種削除（正・従）	廃止（正・従）		年度報告（決算報告）	◎…必要な書類 ○…該当があれば必要な書類 □…変更がなければ省略可能な書類 △…省略可能な書類 法…申請者が法人の場合必要な書類 個…申請者が個人の場合必要な書類 新…変更する人が新任である場合必要な書類 注 ： 省略可能としている書類についても、審査の状況により提出を依頼することがあります。
—	表紙（変更届用）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	技術・建設業課ホームページ「7 廃業等の届出」を確認すること	技術・建設業課ホームページ「6 事業年度報告提出要領（決算変更届）」を確認すること	
第22号の2	変更届出書第1面	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			営業所に変更がある場合（新設、所在地変更等）は、営業所の写真（営業所の形態を確認できるもの、営業所のある建物の外観、入り口付近、営業所の内部等）を添付。
第22号の2	変更届出書第2面																					◎	◎	◎	◎	◎	◎			同上
第22号の3	届出書							◎																		○	◎			専任技術者の変更を伴わない(その人の登録を取り消す)場合はこちら
第22号の4	廃業届（※H28.6.1変更）																													
第6号	誓約書	新	新								◎		新				新			◎		◎								
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	◎		○																										
別紙	常勤役員等の略歴書	◎		○																										様式第7号とセット
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		◎	○																										
別紙一	常勤役員等の略歴書		◎	○																										様式第7号の2とセット
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		◎	○																										
—	経験年数	◎	◎																											詳細は「常勤役員等の過去の経営経験の確認資料について」のPDF確認
—	建設業の経営経験	◎	◎																											
第7号の3	健康保険等の加入状況											◎																		以下の確認書類(変更分)を添付。 ・健康保険及び厚生年金：①～③のいずれか ①申請時直前の「領収証書」 ②「納入証明書の写し」 ③「社会保険料納入確認書」 ・雇用保険：①～③のいずれか ①申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び納入済の領収済通知書の写し」 ②「労働保険証明願」 ③「雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は承認通知書の写し」
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）				◎	◎	◎		◎	◎												◎			◎	○	○			交替有の場合は削除分と追加又は担当業種・有資格区分変更分の2枚必要
—	専任技術者としての資格を有することを証明する資料				◎	◎																◎			◎	○				以下の該当する書類を添付。 ・監理技術者資格者証（写し） ・資格証明書（写し添付＋原本持参）※すでに登録済の資格の場合は原本持参不要 ・卒業証明書（写し） ・実務経験証明書（様式第9号） ・指導監督的実務経験証明書（様式第10号）【特定の場合】 実務経験証明書を提出する場合、下記の書類を提示。 ・当該経験期間の雇用関係（常勤性）が確認できる書面(被保険者記録照会回答票) ・記載内容が確認できる契約書、請求書等
別紙四	専任技術者一覧表				○	○	○	○	○	◎												◎			◎	◎	◎			従たる営業所にかかる変更の場合は添付必要
—	登記事項証明書（商業登記簿）	法	法	法							○		法	◎	法		法	法	法	個		○	○							原本添付。個人で支配人登記をしている場合は添付必要 営業所の住所等が登記簿で確認できない場合は、確認できる書類（写し）を添付。 個人の所在地変更：公共料金の領収書の写し等確認できるもの添付
別紙一	役員等の一覧表	○	○	◎									◎				◎	◎	◎											法人については役員に加え相談役、顧問等、”100分の5以上に相当する出資をしている者”も記載する。 個人については経営業務の管理責任者のみの場合省略可
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表										◎									◎		◎								
—	登記されていないことの証明書(法務局)	新	新								◎		新				新			◎		◎								法人：役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人 ※顧問・相談役については当面提出を求めない。(”株主等”も同様) 個人：事業主、法定代理人、令第3条に規定する使用人 原本添付 外国籍については身分証明書不要。
—	身分証明書(本籍地の市町村)	新	新								◎		新				新			◎		◎								
第12号	許可申請者等の住所、生年月日等に関する調書	新	新										新				新													法人：別紙1に記載した役員等のうち新任の方 顧問・相談役については当面の間、「賞罰」の欄への記載並びに署名を求めない。(”株主等”も同様) 個人：個人事業主 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書										◎									◎		◎								様式第11号に記載した者について記載
第14号	株主（出資者）調書														◎		□	□												
—	始末書または理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			上記の申請期限を過ぎた場合添付(押印要)
—	委任状（行政書士及び従業員等による代理申請の場合）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			原本添付（代表者の押印要） 代表者以外の申請は委任状（原本）必須。（役員も委任状必須。）
確認その他の書類	常勤確認書類（住民票、社会保険関係書類等）	◎	◎		□	新					◎									◎		◎			□					詳細は「常勤確認の書類【新規、更新・業種追加、変更　共通】」のPDF確認
	戸籍抄本または住民票抄本			個					◎												◎									